

# 可決された主な議案

※令和3年度当初予算のほかにも可決された  
主な議案の内容は次の通りです。

議案はこちら



## 令和2年度関係

### ● 一般会計補正予算 (議案第1号)

補正の総額は419億7494万7千円(増額)です。主な内容は、市民を対象に新型コロナウイルスワクチン接種を実施する経費や、市民が立ち寄る来店型の施設等を対象に、感染症対策の強化を目的とした物品等の導入費等を支援するための経費、高齢者や障がい者、子どもが利用する市有施設の手洗い水栓の非接触化等に係る経費の増額などです。

〈賛成多数〉

### ● 一般会計補正予算 (3月11日追加提出分) (議案第110号)

補正の総額は、4億2537万7千円(増額)です。内容は、福岡県知事選挙および福岡県議会議員補欠選挙に係る経費の増額などです。

〈全員賛成〉

## 令和3年度関係

### ● 福岡市避難行動要支援者名簿の情報提供に関する条例の制定 (議案第52号)

避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、

もって避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するため、避難支援等関係者への名簿情報の提供

に必要事項を定めるものです。

〈賛成多数〉

### ● 福岡市地域交流センター条例の一部改正 (議案第53号)

福岡市早良南地域交流センターの設置に伴い、同施設の使用料の額を定めるものです。

〈全員賛成〉

### ● 職員定数の改正 (議案第54号)

児童生徒数の増加等に伴う教職員増員および新型コロナウイルス感染症への対応、こども総合相談センターの体制強化等に伴う増員などのため、職員定数を現行の1万6957人から1万7253人に改めるものです。(令和3年4月1日施行)

〈賛成多数〉

### ● 福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部改正 (議案第58号)

児童を取り巻く環境の変化に鑑み、市外に住所を有する児童のうち福岡市立の小学校に在学している児童を、留守家庭子ども会事業の対象児童に加えるものです。(令和3年4月1日施行)

〈全員賛成〉

### ● 福岡市国民健康保険条例の一部改正 (議案第72号)

子育て世帯の負担を軽減するため保険料を減免することに伴い減免の申請の特例を定めるとともに、政令の一部改正に伴い、保険料の減額に係る基準について所要の改正を行うものです。(令和3年4月1日施行)

〈賛成多数〉

### ● 福岡市国民健康保険条例の一部改正 (議案第73号)

介護保険事業の健全な運営を図るため、保険料率の改定等を行うものです。(令和3年4月1日施行)

〈賛成多数〉

### ● 福岡市介護保険条例の一部改正 (議案第73号)

介護保険事業の健全な運営を図るため、保険料率の改定等を行うものです。(令和3年4月1日施行)

〈賛成多数〉

### ● 福岡市衛生関係手数料条例の一部改正 (議案第84号)

食品衛生法および食品衛生法施行令の一部改正に伴い、これらの規定に基づく、飲食店営業許可申請手数料等の額を改める等の改正を行うものです。(令和3年6月1日ほか施行)

〈賛成多数〉

### ● 市民体育館の施設の一部廃止など (議案第97号)

市民体育館を取り巻く環境の変化に鑑み、市民体育館の第2競技場および本館の廃止などを行うものです。(令和3年4月1日施行)

〈賛成多数〉

### ● 一般会計補正予算 (3月25日追加提出分) (議案第111号)

補正の総額は、27億6309万9千円(増額)です。内容は、児童扶養手当受給世帯や住民税非課税の子育て世帯等に対し、児童1人当たり5万円の特給給付金を支給する経費の増額などです。

〈全員賛成〉

## 市長の市政運営方針から

福岡市では、多くの市民の皆さまとともに策定した「福岡市総合計画」において、「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略として掲げ、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指して、まちづくりを進めています。

これまでの取り組みの結果、人口は160万人を超え、企業の立地や創業が進み、市税収入は政令市で唯一となる7年連続で過去最高を更新するなど、元気なまちとして国内外から高く評価されてきました。

しかしながら、世界中で猛威をふるう新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、我が国の国民生活や医療現場は深刻な状況となっており、第3次産業が9割を占める福岡市の地域経済も大きな影響を受けています。

また、この未曾有の事態は、人々の価値観を変化させ、個人の生き方そのものが見直されるとともに、集中から分散への新しい社会の在り方が模索されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、日本のデジタル化の遅れを顕在化させました。オンラインによるコミュニケーションがより身近なものとなり、「デジタル庁」の創設に向けた準備が進められるなど、アナログからデジタルへの変化の流れが、一気に加速しています。

こうした状況の中、福岡市は、市民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取り組みを強力に推し進めるとともに、こうした時代の変革期にあつてこそ、「ピンチはチャンス」という発想のもと、「新しい生活様式」も踏まえながら、これまでにならぬ最先端のテクノロジーを活用し、社会課題の解決に取り組んでいく必要があります。

基礎自治体として直接市民に接する現場を持ち、かつ都道府県並みの権限に加え、さらに国の規制を改革できる国家戦略特区という武器を有する福岡市が、新たな取り組みに果敢にチャレンジし、地方から日本を変えるロールモデルの役割を果たすこと、それが日本を最速で変えていく手法であると考えています。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、未来を担う子どもたちをはじめ、高齢者や障がい者などあらゆる人がその能力を十分に発揮でき、地域経済が力強く発展するような持続可能なまちづくりに向けて、「とりもどせ元氣」をテーマに、今だからこそできるさまざまなチャレンジに取り組んでいきます。

福岡市を次のステージへと飛躍させるチャレンジ、「FUKUOKA NEXT」の取り組みを着実に進め、「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環を創り出していきます。